

令和6年4月24日

令和6年度 P T A 総会 要項

飯田市立松尾小学校 P T A

〔期日・時間・会場〕 令和6年4月24日(水) 15:25~16:05 体育館

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 開会のことば | 全体司会 <森下 副会長>
(宮脇 副会長) |
| 2 本年度の役員紹介
・正副会長・正副部長・会計・書記・監事・事務局 | (市瀬 会長)
(自己紹介) |
| 3 会長あいさつ | (市瀬 会長) |
| 4 新任職員紹介 | (田中 校長) |
| 5 事業計画・予算
令和6年度 事業計画及び予算案 | 協議進行 <杉田 副会長> |
| ① 事業予算計画説明 ・総務部・学級・校外指導・教養・施設厚生・体育環境・会計 | |
| ② 質 疑 | |
| 6 学校長の話 | (田中 校長) |
| 7 連 絡 | (事務局 牧野内) |
| 8 閉会のことば | (宮脇 副会長) |

総会資料

- 令和6年度松尾小学校 P T A テーマ
- 令和6年度事業計画(総務部)(学級部)(校外指導部)(教養部)(施設厚生部)(体育環境部)
- 令和6年度会計予算書・特別会計予算書
- 令和5年度給食会計決算書
- 連絡事項
- 役員組織表(1) ○役員表(2) 学級部代表名簿・P T A 学校担当者(別紙)

令和6年度 松尾小学校 PTA テーマ (案)

PTA テーマ

《松尾の子供は松尾で育てる》

松尾地区の自治活動は「松尾基本構想」に沿って行われています。これは平成27年度に策定され、この地区の20年間の活動目標を定めたもので、この構想の中の子育て・教育に関連する活動指針が「松尾の子供は松尾で育てる」です。これは松尾小学校にとっても受け継がれてきた歴代のテーマとなっています。

将来を担う子供たちが安心して健やかに成長するためには健全な生活と環境が必要になります。これを直接担うのはやはり家庭と学校です。縁あって同じ時代に松尾小学校に集った保護者の皆さんと先生方。この両者が子供たちを育てる仲間であると同時に、子供たちに育てられる仲間としても協力し合い、共に成長していけるようでありたい、と思っています。

子供たちのより良き日々のために。

サブテーマ

プラス！ ～足していこう～

「一流」と呼ばれるアスリートや学者たち
彼らを「一流」へと導いた原動力は
いつも自分の行動に何かを『プラス』していたこと
一人ひとり、できることから足していこう！

具体的な取り組み

1 言葉でプラス！

- | | |
|-----------|---------------------|
| ○気持ちの良い挨拶 | 自分だけでなく相手の気持ちも良くできる |
| ○ありがとう | 感謝の気持ちは明るい気持ちに |
| ○どういたしまして | 感謝される人は大切にされる |

2 やることをプラス！

- | | |
|---------|---------------------|
| ○行ってみるか | 行事に無理せず参加で自分の世界が広がる |
| ○やってみるか | 未経験のものには可能性が眠っている |
| ○見てみるか | 他の人の視点を取り入れると視野が広がる |

3 気持ちにプラス！

- | | |
|-------|--------------------|
| ○そうか | 子供と話すときに「聴くよ」の気持ちを |
| ○そうかも | 人の話をいったん心に置いてみる |
| ○あのね | コミュニケーションで世界が広がる |

令和6年度 松尾小学校PTA事業計画（案）

総務

部 事業計画（案）

期 日	事 業 名	事 業 の 内 容
2月24日	県新役員研修会	リモートにて研修会参加
4月10日	第1回幹事会	事業計画案・予算案の提案
14日	飯伊PTA学習会	リモートにて研修会参加
17日	第1回評議員会	事業計画案・予算案の承認
24日	PTA総会	評議員会決定事項の承認
同日	出発・歓迎の会	新任の先生方の歓迎会・PTA出発会 「先生と保護者で話そう会」
5月15日	第2回幹事会	当面の案件事項の検討
6月8日	親子交通安全教室	参加と協力（校外指導部）
6月22日	PTA講演会	参加と協力（教養部）
7月7日	PTA資源回収	参加と協力（施設厚生部）
8月22日	第3回幹事会	当面の案件事項の検討
9月11日	PTA支部長会	夏休みの取組み状況・おんべ等の情報交換他
同日	第1回拡大選考委員会	副委員長選出・推進計画等打ち合わせ
10月5日	運動会	片付け（幹事会）
10月26日	PTA環境整備作業	参加と協力（体育環境部）
同日	飯伊PTA研究大会	研究会参加
12月4日	第4回幹事会	当面の案件事項の検討
1月15日	第5回幹事会	選考報告・来年度への申し送り事項他
同日	第2回拡大選考委員会	新年度組織について
1月22日	新現正副会長打合会	新年度組織作り
2月12日	PTA新支部長会	新正副会長の承認
同日	PTA新現幹事会	引継ぎ
同日	新現幹事引継ぎ会	
3月21日	第2回評議員会	決算報告および承認
同日	解散・送別会	転退職の先生方の送別会・PTA解散式

その他：飯伊・飯田市PTA連合会、松尾まちづくり委員会 等

令和6年度 松尾小学校PTA事業計画(案)

学 級	部	事業計画(案)
-----	---	---------

1、参観日および学級懇談会

期日	事業名	学級懇談会	事業内容
4月 22日(月)	参観日<中学年>	○	・学級懇談会の計画と運営
4月 24日(水)	参観日<高学年>・PTA総会	○	
4月 25日(木)	参観日<低学年>	○	・多くの参加を呼びかける
6月 22日(土)	土曜参観日・PTA講演会	○	
2月 4日(火)	5年参観日	○	・内容は担任の先生と協議の上
2月 6日(木)	4年参観日	○	決定する
2月 13日(木)	2年参観日	○	
2月 14日(金)	3年参観日	○	
2月 18日(火)	1年参観日	○	
2月 20日(木)	6年参観日	○	

2、学級交流会

開催日	事業名	事業内容
学年・学級の計画による(土・日・祝)	学級交流会	学級交流会の計画と運営

3、学級部会の開催

開催日	事業名	事業内容
4月 11日(木)	第1回 学級部会	学級懇談会、行事等の打ち合わせ
6月 6日(木)	第2回 //	//
1月 16日(木)	第3回 //	//

4、他部への協力・行事への参加

開催日	事業名	事業内容
4月 14日(日)	飯伊PTA 学習会	4年生学級部員と正副部長で学習会参加
4月 17日(水)	第1回 評議員会	PTA 事業・予算の承認
4月 24日(水)	PTA 総会 PTA 出発・歓迎の会	PTA 総会、PTA 出発・歓迎の会への参加
6月 22日(土)	PTA 講演会	PTA 講演会への参加
10月 26日(土)	PTA 環境整備作業	環境整備作業への参加・協力
10月 26日(土)	飯伊PTA 研究大会	飯伊PTA 研究大会への参加
3月 21日(金)	第2回 評議員会 PTA 解散・送別の会	会計・決算報告の承認 解散・送別の会への参加

令和6年度 松尾小学校PTA事業計画（案）

校外指導

部 事業計画

期 日	事 業 名	事 業 の 内 容
交通安全の日 (毎月18日)	交通安全街頭指導	街頭指導 4/18、5/16、6/18、7/18、8/、 9/18、10/18、11/18、12/18 R6・1/20、2/18 各支部で時間・場所・重点（挨拶・歩行・車等） を決めて実施
4月 日	第1回部会	親子交通安全教室について（長野県交通安全教育 支援センターに依頼、3年生対象） 安全マップ配布、「子どもを守る安心の家」の更新 作業、「子どもを守る安心の家」挨拶
5月 日	第2回部会	親子交通安全教室最終確認 ・資源回収について ・地区懇談会・夏休み校外指導等について ・「子どもを守る安心の家」の更新作業締め切り (6月末迄)
6月8日	PTA 親子交通安全教室	親子交通安全教室を松尾小学校校庭にて3年生を 対象に実施。（具体的詳細は後日提示）
7月7日	資源回収	施設厚生部と協力実施
7月1～3日	地区懇談会	地区児童会での決定事項確認 ・夏休み中の生活指導・地区内問題点等について
8月 日 以降	巡回街頭指導	松尾地区内危険箇所パトロール
9月末	第3回部会	松尾小自転車安全マップについて 親子交通安全教室反省
	地区別集団登下校班作成	作成への参加協力
10月26日	PTA環境整備作業	
1月	第4回部会	事業反省と来期への申し送り事項のまとめ

令和 6 年度 松尾小学校 P T A 事業計画 (案)

教養

部 事業計画 (案)

期 日	事 業 名	事 業 の 内 容
4 月 17 日	第 1 回教養部会	<第 1 回 PTA 評議員会に続いて> 自己紹介、年間事業計画説明・確認、 グループ分け、紙面分担決め
5 月 22 日	第 2 回教養部会	PTA 会報第 115 号 企画立案、記事作成 講演会会場準備等の確認 (次年度 PTA 行事について案の検討①)
6 月 12 日	第 3 回教養部会	PTA 会報第 115 号 記事作成 講演会会場準備等の確認
6 月 22 日	PTA 講演会	
6 月 26 日	第 4 回教養部会	PTA 会報第 115 号 編集・校正 講演会、会報作成の振り返り
7 月中旬	PTA 会報第 115 号発行	
10 月 16 日	第 5 回教養部会	PTA 会報第 116 号 企画立案、記事作成 講演会の振り返り (次年度 PTA 行事について案の検討②)
11 月 27 日	第 6 回教養部会	PTA 会報第 116 号 編集・校正 次年度 PTA 行事について 会報作成の振り返り
12 月下旬	PTA 会報第 116 号発行	

令和6年度 松尾小学校PTA予算計画（案）

教養	部 予算計画（案）
----	-----------

事業名	予定期日	予算額	備考
会報発行費	7月・12月	100,000円	原稿代・印刷代 (年2回発行)
講演会費	6月	120,000円	
会議費	—	10,000円	
合 計		230,000円	

令和6年度 松尾小学校PTA事業計画(案)

施設厚生 部 事業計画(案)

期 日	事業名	事業の内容
4月 17日	第1回 部会 (PTA 評議員会にて)	自己紹介・年間事業計画
5月 初旬	支部長・施設厚生部合同会議	資源回収実施計画の説明とお願い (支部毎の収集・内容・役割分担) ※本会議にて実施不可能と表明する支部が1支部でも出た場合においては左記事業名①②は中止 ※資源回収用の常設ボックス設置も検討したく、設置可能となった場合において①②は中止 →資源回収自体、天候リスクに左右され、且つ大々的に動員せざる得ない人的リソース等々を鑑みるに常設ボックス設置にて回収するのが現実的であると思われる、今一度実施の是非を検討。
6月 中旬	第2回 部会	資源回収計画の最終確認
7月 7日	資源回収	資源回収実施 ※雨天中止、予備日なし 中止の場合は今年度開催なし
10月 日	第3回 部会 体育環境部と合同会議	環境整備事業計画 整備・作業
10月 日	環境整備作業	6年度 反省・他
12月 下旬	第4回 部会	

令和6年度 松尾小学校PTA予算計画(案)

施設厚生 部 予算計画(案)

事業名	予定期間	予算額(円)	備 考
運営費(広告代)	6月～9月	10,000	チラシ作成費
運営費		10,000	飲料水等、備品他
回収車両費	6月～9月	20,000	回収集中日となった場合の 支援費として6～7地区分想定
施設費	9月	50,000	回収ボックス雨よけ施設設 置費用として
会議費		10,000	
予備費		10,000	
合 計		110,000	

令和6年度 松尾小学校PTA事業計画(案)

体育環境

部 事業計画(案)

期 日	事 業 名	事 業 の 内 容
4月17日 (水)	第1回部会(評議員会後)	自己紹介・年間事業計画 連絡簿について LINEグループ その場でQRコードで登録
6月22日 (土)	講演会(会場準備・片付け)	教養部へ協力 要請無・・・教養部の要請に従う
7月下旬	環境整備作業アンケート	先生方に希望環境整備箇所のアンケートを配布
9月11日 (水)	第2回部会	PTA環境整備作業について
10月12日 (土)	運動会協力(当日片付け)	万国旗、テント片付け(正副部長) 出来るだけ多くの人員の参加
10月16日 (水)	第3回部会 ・施設厚生部との合同部会	PTA環境整備作業について
10月26日 (土)	PTA環境整備作業	校庭及び校舎周りの清掃・整備作業 環境整備作業の反省 先生・幹事・施設厚生部員・体育環境部員
1月22日 (水)	第4回部会	令和6年度活動の反省会

令和6年度 松尾小学校PTA予算計画（案）

体 育 環 境	部 予算計画（案）
---------	-----------

事業名	予定期日	予算額	備考
校地環境整備	10月26日（土）	¥80,000	環境整備作業資材 消耗品・飲料水・謝礼
会議費		¥10,000	
合 計		¥90,000	

令和6年 4月 24日提案

令和6年 4月 日承認

令和6年度 松尾小学校PTA特別会計予算書(案)

収入総額	335,275 円
支出総額	335,275 円
差引残高	0 円

1 収入の部

① 前年度繰越金	160,273 円
② 資源物回収収益金	175,000 円
③ 貯金利息(8・2月)	2 円

計 335,275 円

*回収方法変更予定ですが、収益見込みは前年度収入額としました。

2 支出の部

入学式用品(胸章)	15,000 円
卒業式用品(まけるなてぬぐい)	100,000 円
課外活動費補助(金管・合唱・すもう・陸上)	100,000 円
運動会花火代	12,000 円
運動会来賓接待用お茶	7,000 円
予備費	101,275 円

計 335,275 円

*収入金額により調整が生じる可能性があります。

上記のとおり提案します。

松尾小学校PTA会長 市瀬 和寛

令和6年度 松尾小学校PTA会計予算書(案)

令和6年4月24日 提案
令和6年4月 日 承認

収入総額 1,265,415 円
支出総額 1,265,415 円
差引残高 0 円

・収入の部 (△印 減額)

項目	予算額	前年度予算額	比較	説明
1. 会費	1,054,000	1,104,000	△ 50,000	@2000円(家庭483+職員44)
2. 繰越金	211,345	513,042	△ 301,697	
3. 積立金	0	0	0	
4. 雑収入	70	70	0	貯金利息
合計	1,265,415	1,617,112	△ 351,697	

・支出の部 (△印 減額)

項目	予算額	前年度予算額	比較	説明
1. 総務・庶務部	556,000	792,000	△ 236,000	
①旅費	20,000	30,000	△ 10,000	役員研修会等旅費
②消耗品費	50,000	50,000	0	印刷用紙等消耗品
③慶弔費	30,000	40,000	△ 10,000	見舞・香典
④郡県大会参加費	10,000	10,000	0	
⑤市P負担金	5,000	140,000	△ 135,000	@10円×483家庭
⑥県・郡P負担金	295,000	320,000	△ 25,000	@440円×667児童数
⑦安全互助会会費	76,000	82,000	△ 6,000	(120円+20円)×483件、 10円×667人、教職員20円×44人
⑧手数料	20,000	20,000	0	為替手数料
⑨会議費	50,000	100,000	△ 50,000	出発会・解散会等補助 他会議費
2. 学級部	120,000	56,000	64,000	
①クラス活動費	110,000	46,000	64,000	5,000円×22クラス
②予備費	10,000	10,000	0	

項目	予算額	前年度予算額	比較	説明
3. 教養部	230,000	260,000	△ 30,000	
①講演会費	120,000	120,000	0	講演+ネットモラル講演
②会報発行費	100,000	130,000	△ 30,000	2回発行
③会議費	10,000	10,000	0	
4. 校外指導部	90,000	90,000	0	
①親子交通安全教室	40,000	40,000	0	器具借用お礼他
②校外パトロール	10,000	10,000	0	車借用お礼他
③防犯対策費	30,000	30,000	0	防犯対策グッズ購入
④会議費	10,000	10,000	0	
5. 施設厚生部	110,000	110,000	0	
①事前資源回収運営費	10,000	68,000	△ 58,000	チラシ作成費
②資源回収運営費	10,000	10,000	0	飲料水等、備品他
③地区内車両代	20,000	24,000	△ 4,000	資源回収車代
④施設費	50,000	0	50,000	回収ボックス雨よけ施設
⑤会議費	10,000	0	10,000	
⑥予備費	10,000	8,000	2,000	
*詳細は施設厚生部事業計画及び予算計画案参照				
6. 体育環境部	90,000	90,000	0	
①校庭整地費	0	0	0	
②校地環境整備費	80,000	80,000	0	
③会議費	10,000	10,000	0	
7. 予備費	69,415	219,112	△ 149,697	
合計	1,265,415	1,617,112	△ 341,697	

上記の通り提案します。

松尾小学校PTA会長 市瀬 和寛

松尾小学校 PTA 会則

- 第1条 本会は、松尾小学校 PTA といひ、事務局を松尾小学校内におく。
- 第2条 本会は、飯田市立松尾小学校の保護者と教職員との協力及び、地域との連携により、児童の幸福を希求し、教育の充実に寄与し、併せて会員の研修と親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため、下記の部別組織を持ち、それぞれの事業を行う。
- 1 専門部（6）
総務部、学級部、教養部、校外指導部、施設厚生部、体育環境部
 - 2 支部（12）
地区ごとに支部を設置し、その地域の実情に応じ、本会の目的達成のために活動する。
- 第4条 本会は、松尾小学校の父母、教職員および本会に賛同するものをもって会員とする。
- 第5条 本会に、次の役員をおく。
- 1 会長（1名） 副会長（4名）
会長・副会長は前幹事会が候補者を選出し、新幹事会で承認する。副会長は、男性1名、女性2名と学校長とする。会長は、総務として一切の任務を遂行し、副会長は会長を補佐し、会長に事故等あったときは、これを代理する。
女性の副会長1名は、学級部長となる。
 - 2 幹事
正副会長、本会役員(各支部より1名選出され校外指導部・教養部・施設厚生部・体育環境部の正副部長、会計、書記、監事のいずれかに就任する)、学級部副部長ならびに学校事務局及び各部主任教職員を持って組織する。
 - 3 評議員
幹事、支部長、副支部長、各学級正副代表、学級評議員、学校職員をもって組織する。
 - 4 監事（2名）
監事は、幹事会の承認を得て会長が委嘱し、会計の監査を行い、評議員会にこれを報告する。
 - 5 会計（2名）
会長はこれを委嘱し、会計の一切の処理を行い、その他委嘱された任務を遂行する。
 - 6 書記（1名）
会長はこれを委嘱し、会議の記録をとり、その他委嘱された任務遂行する。
 - 7 支部長・副支部長（各支部1名ずつ）
正副支部長は、支部評議員の互選により決定し、支部運営の一切の責任者となる。
 - 8 専門部正副部長および部員
専門部各部の正副部長および部員は、幹事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。学級部については、部長には副会長が副部長には6学年代表が、それぞれ就任するものとし、部員は、各学級から選ばれた正副代表者をもって組

織する。校外指導部員は各支部の副支部長をもって、教養部・施設厚生部・体育環境部の各部員は、学級評議員をもってそれぞれ組織する。なお本会役員のうち、会計、書記、監事のいずれかに就任した者は、教養部・施設厚生部・体育環境部のいずれかの部員になる。

第6条 役員の任期は、原則として1ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 総会は年1回、会長が招集し次のことを行う。

- 1 役員の承認
- 2 評議員会の決定処理事項の承認
- 3 その他必要と認められる事項の決定

第8条 評議員会は、会長がこれを招集し次のことを行う。

- 1 会長・副会長の承認
- 2 予算の議決・決算の承認
- 3 会則変更
- 4 各種議案の審議決定
- 5 幹事会遂行事項の承認
- 6 総会に関わる議決

第9条 専門部会は、会長および部長が招集し、各部事業の遂行のため、協議決定実施する。

第10条 幹事会は会長が招集し、次のことを行う。

- 1 予算の編成
- 2 事業の計画
- 3 緊急事項の処理
- 4 庶務会計、その他一切の会務の処理

第11条 本会役員および学校職員の慶弔または大きな災害のあった時は、見舞金を送る。特別の場合は、協議によって決定する。

第12条 本会の経費は、会費、事業の収入、寄付金をもってこれにあてる。

第13条 本会の会計年度は、学校年度と同じにする。

付則 (平成 29 年度 一部改正)

- 1 各学級からの選出は学級代表1名、副代表1名、学級評議員1名の3名とする。
- 2 各支部からの選出は支部長1名、副支部長1名、本会役員1名の3名とする。
 - ① 部内で6学年の家庭数が不足し、3名の役員を選出できない場合の対応を次の通りとする。

支部長・副支部長は、5学年以下であっても支部内で選出しその任にあたる。本会役員を選出できない場合は、支部長と総務部で協議の上免除することができる。その場合の欠員については、年度の組織事情を考慮して以下より選択を行う。

 - ・書記は、副会長(女性)が兼任する。
 - ・会計は、副会長(男性)が兼任する。
 - ・監事は、5年の学年代表・学年副代表が兼任する。
 - ② ①項の対応によっても欠員が生じる場合は、その年度の中で、6学年の家庭数が多い地区から順に1名ずつ本会役員の増員をお願いする。

松尾小学校PTA慶弔規約

- 1 児童の父母(またはこれにかわる保護者)死亡の場合
 - ・本会より香典 5,000円 会長が代表して持参する。
 - ・学級PTAより香典 5,000円 学級代表が代表して持参する。
(この場合、学級代表としては別に持たない。以下の項も同じ)
- 2 児童死亡の場合
 - ・本会より香典 5,000円 会長が代表して持参する。
 - ・学級PTAより香典 5,000円 学級代表が代表して持参する。
(但し、児童代表が参列するので、その場合花などの供物については学級にまかせる)
- 3 職員死亡の場合は上記2項を適用する。
- 4 会員の家屋が火災・水害にあった場合
 - ・本会より見舞金 5,000円 会長が代表して持参する。
 - ・学級PTAより見舞金 5,000円 学級代表が代表して持参する。
(但し、状況に応じて半額とする。)
- 5 児童・職員病気の場合(1か月以上病気欠席の場合、下のように見舞金をおくる)
 - ・本会より見舞金 3,000円 会長が代表して持参する。

附 則

(実施日)

本規程は、令和4年4月1日より実施する。

P T A正副会長の選出に関する規定

- 第1条 この規定は、松尾小学校会則第5条第1項に規定する正副会長の選出について、会則に定めるもののほか、必要事項を定めることを目的とする。
- 第2条 1 当該P T A会長（以下「会長」という）の諮問に応じ、次年度のP T A正副会長の選出を行うため、選考委員会（以下「委員会」という）をおく。
2 委員会は、以下の委員35人をもって組織し、次の各号より会長が委嘱する。
(1) 副会長 4人
(2) 本会役員代表 4人
(3) 各地区支部長 12人
(4) 5学年クラス正副代表 8人（学級数×2）
(5) P T A事務局担当職員 3人
(6) 5学年学級担任 4人（学級数）
3 委員の任期は1年とする。
- 第3条 1 委員会に委員長及び副委員長をおき、副会長（男性）が委員長となり、副委員長は互選する。
2 委員長は会務を総括する。
3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 第4条 1 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、その議長となる。
2 会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 細かな推進は、選考小委員会のメンバーにより、進める。
- 第5条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営その他必要事項は、委員長が委員にはかり定める。
- 付 則 この規定は平成4年4月1日から施行する。

子どもを守るための松尾小学校ネットルール

松尾小学校 PTA

ネットを使用する時の我が家の約束

- 食事中は、通信機器・ゲーム機を使わない。
- 自分や知り合いの個人情報(名前・ID・住所・電話番号・写真)を、メールやSNSに書き込まない。
- 悪口を、メールやSNSに書き込まない。
- 知らない人をSNSに登録しない。知らない人と連絡を取ったり、会ったりしない。
- インターネットやメールをする時は
(どこで) _____
(どのくらいの時間) _____ (何時まで) _____
- インターネットを使う時は、何に使うのか、おうちの人に伝えてから使う。

松尾小学校の保護者の皆さんへ

- ネット依存を防ぐため、お子さんにインターネットを使用させる前に、必ず親子で『どこで』『どのくらいの時間』『何時まで』使うのか、我が家の約束を決め、上に追加して書き、守らせてください。
- 公共のルール(法律)は、子どもにも大人と同様に適用されることや、過ちを犯した時は責任を取らなければならないことを教えてください。併せて、子どもの失敗や法律違反、犯罪に対しての責任や損害賠償は、保護者が負うことを認識しましょう。
ネットやSNSの使用規定に「子どもが起こしてしまった失敗であっても、保護者が責任を取らなくてはならない」と明記されています。

公共のルールとは…SNSやメール等で個人情報を流さない・他人を誹謗中傷しない(名誉棄損罪の接触)
他人の写真や著作物を許可なくネットに載せない(著作権法の遵守) など

- 通信機器は、パソコン・携帯電話・スマートフォンだけでなく、ゲーム機や携帯型音楽プレーヤーなど、子ども達の周りにたくさんあります。それらはすべて、保護者所有とし、ルールを守ることを約束した上で、「子どもに貸す」ようにしましょう。
- 有害サイトから守るため、フィルタリングやペアレンタルコントロール(悪影響が心配されるサービス等に制限をかける)を必ず設定し、親の責任ある管理の下、無秩序な使用をさせないようにしましょう。
- ネットでの買い物やゲームの課金は、親が責任をもって行いましょう。
- 子どもがどのような書き込みをしているのか、相手は誰なのか、常に把握しましょう。
- 我が家の約束を守れない場合は、機器を取り上げたり、ネットの使用を禁止したりする等の対応を取りましょう。

親の認識不足から、子ども達が不適切な使用をして、

「トラブルに巻き込まれること」 「問題を起こすこと」 「生活習慣を崩すこと」

「心も体も未発達な小学生が使うことによるネット依存」

「人と人との会話や対話によるコミュニケーション能力育成の機会の喪失」が生じないようにしたいですね!!

令和6年3月22日

保護者様

松尾小学校 校長 城田 純子
給食会計担当 櫻井貴美子

令和5年度

給食費会計報告書

1	収入額	39,401,102 円
2	支出額	39,401,102 円
3	差引残額	0 円

1 収入の内訳

項目	内容	金額(円)	備考
①集金	給食費	37,954,350	児童給食費集金分
	転出入精算	△ 45,300	
	職員給食費	2,839,320	
	職員異動精算	△ 34,560	
②返金	児童行事返金	△ 611,280	学年行事等欠食分
	児童個人返金	△ 606,780	学級及び個人欠食分
	職員返金	△ 94,710	41名分
③その他	貯金利息	62	8月12円 2月54円
計		39,401,102	

2 支出の内訳

一食単価	270 円
牛乳欠食1本	66 円

月	食数	牛乳欠食数	金額(円)	備考
運転資金			602,640	744人×270円×3日分
4月	11,580	50	3,123,300	
5月	14,697	79	3,962,976	
6月	15,174	75	4,092,030	
7月	10,833	57	2,921,148	
8月	5,974	36	1,610,604	
9月	14,595	78	3,935,502	
10月	13,971	74	3,767,286	
11月	14,588	80	3,933,480	
12月	11,860	64	3,197,976	
1月	12,317	67	3,321,168	
2月	13,974	74	3,768,096	
3月	6,555	36	1,767,474	
運転資金調整			-602,640	
貯金利息			62	PTA会計へ繰入れ
計			39,401,102	

【監査報告】

上記の会計について監査した結果、正確であることを認めます。

令和6年3月22日

監査者 PTA監事 平林 雅子 ㊟

PTA監事 澤柳 宏美 ㊟

連絡事項

1 P T A会費徴収について

- ・年額1戸2,000円（昨年は5月、9月の2回でしたが、本年度は5月に2,000の1回です。）。このほかに支部活動費が集金されます。
- ・このP T A会費の中に、**安全互助会の保険掛け金**が含まれております。

2 学校集金について

- ・学校集金(学年費・給食費)は口座引き落としになります。(引き落とし日 11日) 滞納のないようにご協力よろしくお願ひします。

3 移動、引越の際のお願い

- ・仕事の関係やお家の都合等で、松尾地区からはなれる場合、あるいは松尾地区内で住所移動される場合、**必ず支部長への連絡**をお願いいたします。
(学区内移動の場合、転出する地区の支部長、転入する地区の支部長双方への連絡をお願いいたします。該当支部長の連絡先は、学校からお知らせします。支部長の皆様におかれましては、お電話番号を伝えさせていただきますことをご了承ください。)

4 その他

- 1) 交通安全の指導を、場に応じてお家でも具体的に行ってください。
- 2) 参観日・学校・学年行事等の来校の際は、車はできるだけご遠慮ください。
道路・玄関前は駐車禁止です。校庭駐車の場合は、校門から入り、体育館まわりの砂利道を抜けていく一方通行を徹底していただくようお願いいたします。なお学校周辺スクールゾーンは、30km/h 規制となっています。30km/h 厳守で子供たちの安全な登下校をお守りください。